

十二月一日から主要食糧購入通帳が更新されます。新通帳は今月中旬頃までに皆さんのお手許へ渡るよう手配してあります。

農産物の取引には検査を

県内で生産される農産物の品質の改善を助け、その取引を公正にして農家経済に利益をあたえるため、県では條例により縣營の農産物検査を實施してゐます。

現在實施してゐる検査品目は、縣が直接検査を行うもの(一、號農産物と云ふ)として甘し、蒸切干、落花生、こんに、よく、こんにわら工品の四品目と、縣が國の検査を命ずるもの(二、號農産物と云ふ)として大豆、小豆、とうもろこし、なたね、甘し、馬鈴し、よし、生切干、そば、あ、でん粉、かます、むしろ、なわ、ちよま、豆ま、みつまた、こうぞ、はつかの八品目があります。

これらの品目の生産者又は所有者が賣渡す場合には、必ず縣が國の検査を受けなければならぬことになつてゐる。もし検査を受けずに賣渡した場合、それは罰則の適用があります。ただし一、號農産物の甘し、蒸切干、二、號農産物の甘し、馬鈴し、よし、生切干及びでん粉については、縣内に賣渡す場合に限つて検査を受けなくともよいことになつてゐます。

検査は、大豆等縣が國の検査を命じたもの、すなわち二、號農産物にあつては、もちろん國の農産物検査官が行うが、甘し、蒸切干等縣が直接行う検査、すなわち一、號農産物についても等級の格付等、検査の實務については縣が食糧事務所にその検査を依頼してゐるので、實際には二、號農産物と同じに國の農産物検査官が検査をしてゐることになつてゐます。

特に本年は甘し、蒸切干、落花生、こんにやく等については大量の取引が見込まれる實情でありますので、本縣特産品であるそれらのものの聲價の向上をはかつて公正な取引が行われるよう生産者と取引業者の理解と協力をお願いいたします。(縣農業組識課)

以上が縣營農産物検査のあらましです。國內における經濟も良い方にむかう農産物についても戦後の賣手市場から買手市場へと大きく變つてきて、作れば賣る時代はすでに去り、品質のよい商品價値の高いものが要求される時代になつてきてゐます。

去月十日相談所において、阿須間所長外四名、役場係員が慎重審査したところ、左記のとおりなので、これが全數量を有効に利用され、來年の増収計畫の一環として準備されるよう御勧めいたします。

品種	住所	担当者氏名
一、號	大字麻生	永作忠兵衛
二、號	矢幡	小島重忠
三、號	新宮	橋本喜兵衛
四、號	於下	龍ヶ崎喜平
五、號	島並	仲野進
六、號	南	箕輪武美
七、號	白濱	永作吉平
八、號	富田	高須裕三
九、號	麻生	大久保好三
十、號	新原	石神健男
十一、號	根小屋	高橋彰
十二、號	矢幡	土市市兵衛
十三、號	小牧	久保田昭治
十四、號	中根	久保田昭治
十五、號	小牧	中根章
十六、號	於下	高木誠
十七、號	島並	川尻政雄
十八、號	南	宮本臣一
十九、號	白濱	喜之
二十、號	富田	盛國
二十一、號	麻生	柳町盛男
二十二、號	新原	大崎宏
二十三、號	根小屋	長峰久兵衛
二十四、號	矢幡	小島勇
二十五、號	小牧	吉田義輔
二十六、號	中根	高崎美喜夫
二十七、號	小牧	原目昇吾
二十八、號	於下	高木誠
二十九、號	島並	川尻政雄
三十、號	南	宮本臣一
三十一、號	白濱	喜之
三十二、號	富田	盛國
三十三、號	麻生	柳町盛男
三十四、號	新原	大崎宏
三十五、號	根小屋	長峰久兵衛
三十六、號	矢幡	小島勇
三十七、號	小牧	吉田義輔
三十八、號	中根	高崎美喜夫
三十九、號	小牧	原目昇吾

品種	住所	担当者氏名
一、號	大字麻生	永作忠兵衛
二、號	矢幡	小島重忠
三、號	新宮	橋本喜兵衛
四、號	於下	龍ヶ崎喜平
五、號	島並	仲野進
六、號	南	箕輪武美
七、號	白濱	永作吉平
八、號	富田	高須裕三
九、號	麻生	大久保好三
十、號	新原	石神健男
十一、號	根小屋	高橋彰
十二、號	矢幡	土市市兵衛
十三、號	小牧	久保田昭治
十四、號	中根	久保田昭治
十五、號	小牧	中根章
十六、號	於下	高木誠
十七、號	島並	川尻政雄
十八、號	南	宮本臣一
十九、號	白濱	喜之
二十、號	富田	盛國
二十一、號	麻生	柳町盛男
二十二、號	新原	大崎宏
二十三、號	根小屋	長峰久兵衛
二十四、號	矢幡	小島勇
二十五、號	小牧	吉田義輔
二十六、號	中根	高崎美喜夫
二十七、號	小牧	原目昇吾
二十八、號	於下	高木誠
二十九、號	島並	川尻政雄
三十、號	南	宮本臣一
三十一、號	白濱	喜之
三十二、號	富田	盛國
三十三、號	麻生	柳町盛男
三十四、號	新原	大崎宏
三十五、號	根小屋	長峰久兵衛
三十六、號	矢幡	小島勇
三十七、號	小牧	吉田義輔
三十八、號	中根	高崎美喜夫
三十九、號	小牧	原目昇吾

品種	住所	担当者氏名
一、號	大字麻生	永作忠兵衛
二、號	矢幡	小島重忠
三、號	新宮	橋本喜兵衛
四、號	於下	龍ヶ崎喜平
五、號	島並	仲野進
六、號	南	箕輪武美
七、號	白濱	永作吉平
八、號	富田	高須裕三
九、號	麻生	大久保好三
十、號	新原	石神健男
十一、號	根小屋	高橋彰
十二、號	矢幡	土市市兵衛
十三、號	小牧	久保田昭治
十四、號	中根	久保田昭治
十五、號	小牧	中根章
十六、號	於下	高木誠
十七、號	島並	川尻政雄
十八、號	南	宮本臣一
十九、號	白濱	喜之
二十、號	富田	盛國
二十一、號	麻生	柳町盛男
二十二、號	新原	大崎宏
二十三、號	根小屋	長峰久兵衛
二十四、號	矢幡	小島勇
二十五、號	小牧	吉田義輔
二十六、號	中根	高崎美喜夫
二十七、號	小牧	原目昇吾
二十八、號	於下	高木誠
二十九、號	島並	川尻政雄
三十、號	南	宮本臣一
三十一、號	白濱	喜之
三十二、號	富田	盛國
三十三、號	麻生	柳町盛男
三十四、號	新原	大崎宏
三十五、號	根小屋	長峰久兵衛
三十六、號	矢幡	小島勇
三十七、號	小牧	吉田義輔
三十八、號	中根	高崎美喜夫
三十九、號	小牧	原目昇吾

品種	住所	担当者氏名
一、號	大字麻生	永作忠兵衛
二、號	矢幡	小島重忠
三、號	新宮	橋本喜兵衛
四、號	於下	龍ヶ崎喜平
五、號	島並	仲野進
六、號	南	箕輪武美
七、號	白濱	永作吉平
八、號	富田	高須裕三
九、號	麻生	大久保好三
十、號	新原	石神健男
十一、號	根小屋	高橋彰
十二、號	矢幡	土市市兵衛
十三、號	小牧	久保田昭治
十四、號	中根	久保田昭治
十五、號	小牧	中根章
十六、號	於下	高木誠
十七、號	島並	川尻政雄
十八、號	南	宮本臣一
十九、號	白濱	喜之
二十、號	富田	盛國
二十一、號	麻生	柳町盛男
二十二、號	新原	大崎宏
二十三、號	根小屋	長峰久兵衛
二十四、號	矢幡	小島勇
二十五、號	小牧	吉田義輔
二十六、號	中根	高崎美喜夫
二十七、號	小牧	原目昇吾
二十八、號	於下	高木誠
二十九、號	島並	川尻政雄
三十、號	南	宮本臣一
三十一、號	白濱	喜之
三十二、號	富田	盛國
三十三、號	麻生	柳町盛男
三十四、號	新原	大崎宏
三十五、號	根小屋	長峰久兵衛
三十六、號	矢幡	小島勇
三十七、號	小牧	吉田義輔
三十八、號	中根	高崎美喜夫
三十九、號	小牧	原目昇吾

年内の麥の手入

秋の忙しさに追われ、元肥をやらなかつたところは、まだ早く追肥をしましょう。

「うすい麦は踏め」「踏んだ麦は穂が揃う」といわれます。伸びようとする麦を人為的にふみつけて、莖葉に軽い傷害を與えることにより發育を助け、主根と分けず、莖の發育を揃えてやるために行うのが麦踏みです。

麦踏みをするうえにたいせつなことは土の乾燥状態と時刻で、過湿のときに行えば葉が土に密着したり、葉が切れ、土が固まり過ぎて成育が悪くなつたりしますから、土が乾いているときの午後を選ぶことです。

ローラーの重さは土質とローラーの大きさによつて多少違ふが、まき巾一寸に對し〇、五〜一貫匁内外が適當です。

です。まだ麦が小さいからあまり深くせず二、三分にとどめましょう。

十二月の農作業

土の中へ空氣を入れ、根が伸びるのを助けるとともに、雑草を押える役目を果たしますから必ず年内に一回はやりましょう。カルチベータで行うときは一度に深くししないで二、三回に分けてやることです。

凍害を防ぐため年内に一度はせひ土入れをすることが必要です。

果樹のせん定時期は年に何回もありますが、落葉果樹にとつては、冬のせん定がいちばん大切な仕事です。春の發芽が早いウメ、モモ、ブドウなどは年内にやりましょう。

また多くの病菌や害虫が果樹についたまま冬越ししますから、荒皮をけずり取るとか機械油乳劑を撒布して病害虫の防除に努めましょう。

果樹のせん定時期は年に何回もありますが、落葉果樹にとつては、冬のせん定がいちばん大切な仕事です。春の發芽が早いウメ、モモ、ブドウなどは年内にやりましょう。

家畜

嚴寒期(十二月〜一月)には次の点を注意して家畜を管理しましょう。

●防寒設備
日當りをよくするため南側をあけ、またすき間風を防ぐためワラなどで圍う。

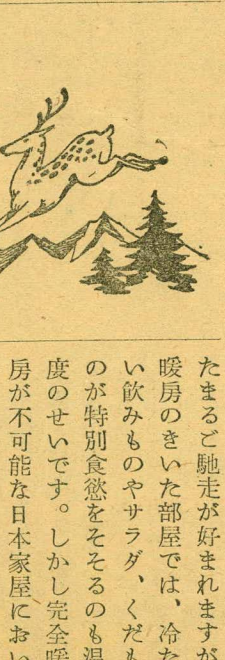
●日光浴
特に牛は日光浴と運動がたいせつ。

●ビタミンCとカルシウム劑
濃厚飼料だけではビタミンCが不足しますから青物を欠かさず與えることです。しかし、どうしても青草不足になりやすいので石灰ワラなど與えましょう。

●飲料水
冷たいのは保健上よくないの、なるべくあたためて與えることです。

冬の食事はこのように

栄養は健康度を高める大きな要因であります。すなわちその目的も病氣を豫防し、体力、能率を増進し生命を延長することにあります。いかにすれば健康でよく眠り、よく育ち、よく働き、しかも疲勞をおぼえず愉快な氣持で自己の天命を完了するような健康状態を保持増進できるのが正しい栄養といえます。日一日の栄養の良否は健康を支配しこれを増進することも低下せしめることもできます。そして栄養の良否によるからだの變化は長い間にだんだんに現



われてきます。従つて毎日の食事がつり合ひがとれ、しかも時季的條件にもかつた正しい食生活でなければなりません。外の氣温がいちぢるしく低下する冬には体温を保持するために一番エネルギーを必要としますからもちろん高いカロリー食でなければなりません。日本人の食形態はカロリー源を穀類、芋類等含水炭素にたよつてしまつたため胃腸障害等いろいろの營養的欠陥による病氣が國民營養調査の結果にもみられます。私達は冬の間にからだのあた

就職の早道は 技能の習得

県立公共職業補導所に入所のおすすめ

「なにか技能をもたないと、就職はむずかしい」
「求人者は、技能者を望んでいる」
こうした聲を求職者からよく聞くことがある。それほど無技能、無経験の就職は、いつの時代でも容易なことではない。そこで求職者はなにか技能を身につけようとする。それには、一番自分に適した職業を選ぶ、そのために、家

県内九ヶ所に設置して、授業は無料で、電気技術者、自動車修理工、ラジオ組立修理工、建築工、木工、彫刻印刷工、機械工、石工、無線通信技術者、洋裁師などとしての技能を、それぞれわずか一年で学べる。その中には、専門の技術指導員が科学的に指導している。補導修了者の就職の成績は毎年よく、一〇〇%の就職率をみる種目も多く、平均八〇%以上になつてゐる。補導所の所在地は水戸、日立、土浦、下館、常陸太田の五市と稲田、鉾田、真壁の三町である。くわしいことは、公共職業安定所に照會されたい。

貸金業者は届出を

貸金業をするものは、法律にもとづいて届出しなければ營業をすることができないことになつてゐることを御存知でしょうか。

この法律は昭和二十九年に「出資の受入、預り金及び金利業の取締等に関する法律」として制定されたもので、届出をせずに營業をしてゐると「三萬圓以下の罰金」に處せられます。
それでは、貸金業とはどのようなものを指すかといふますと、法律には「業として金銭の貸付または金銭の貸借の媒介を行う者」となつてゐます。わかりやすく申しますと金銭の貸借、預り金等を行つてゐても、一般に銀行、信用金庫、信用組合等はそれらの法律で、また、質屋等は質屋營業法でそれぞれ申請をし營業の認可を受けていま

施行前に関東財務局水戸財務局（大蔵大臣あて）に届出をすませたもので、法律施行後まだ知事あてに届出書を提出してない方もやはり無届業者とみなされますから至急届出ようをお願いいたします。
現在まで届出のあつた貸金業者は十月一日現在で一九五〇年法人四三となつてゐます。また、これら届出のあつた貸金業で「茨城県金融協會」を結成してあり、業者間の親睦と發展のために、會員に會員章（金庫看板）を交付し、税務、債權確保、訴訟、經理、貸付業務、金庫表、利息制限法、債權保全手續のための諸資料、月刊會報等を配布して會員の便に供してゐます。



生活は計画的に

誰れでも貯蓄がたいせつであることは知りすぎるほど知つてゐます。しかし、いざ實行することになると、なかなか満足にはいかないものがまだ貯蓄であります。
國や縣では、才末をひかえりまして、一年お米やその他農作物の代金など多額の收穫代金と、會社、工場、事業所

才末助けあい運動に御協力を

みんなが年の瀬を明るく越すことができるようにという才末助けあい運動が今年も行われます。金品を持ちあつて

肥料取締法の一部改正

肥料取締法は明治三十二年から實施されてゐたが、戦後になり昭和二十五年大改正が行われ現在に及んでゐた。このたびその法律の一部改正する法律が、前國會で可決され六月十七日法律第一四五號をもつて公布され、これに伴う政令、省令及び告示が十月一日施行の運びとなつたのである。改正の要点を次に述べてみよう。
一、主成分の指定
從來法律で指定してゐた主成分を肥料形態の現實の動きに適合させるため、政令で指定するよう改正され、同時に

物價は安定し、比較的生活しやすい状態が続いてゐるわけですが、しかしまだ十分とはいへない現状であります。したがつて、今後ますます安定した生活をするためには、今までの生活をよく反省し更に生活に工夫をこらし、極力むだをはぶきこうして生みだされた余分の力（お金、物、時間など）を將來の生活のために貯えておきたいものです。そうすることが、やがてその力は國の底力となり、安定した基礎が築きあげられ繁榮の道がひらけるわけですね。

結婚のシーズン

新生活運動が住民の盛上りによつて實施の段階に入つてゐますが、實質的な結婚式が實施されることと思ひます。特に結婚は婚姻届が戸籍係に受理されてはじめて法律上結婚したものとして認められます。また法的な夫婦間の權利や義務が保障されます。結婚をしたら、すぐに婚姻届をするようにいたしなう。届出は役場に用紙が備へてありまして、それに記入して署名押印して提出すればよいことになつてゐます。

乳牛導入

今年度の導入乳牛は十頭でその内訳は大和地区へ七頭、麻生地区へ三頭、町有委託養豚は十六頭（オス一頭メス五頭）を購入各農協へ配分

ジフテリアの豫防

ジフテリアは寒いときばかりやすく、また非常に傳染性が強く、いたるところに患者が発生して年中絶えることがありません。

患者は十才以下の子供が多く、近ごろの傾向として、十才以上の子供及び大人にも見られ、死亡は二才、三才の幼児に多いので注意しなければなりません。

ジフテリアは免疫血清の注射で完全に治りますが、注射の時期がくると役にたたなくなりやすから、できるだけ早く醫者にみてもらつて下さい。

ジフテリアを防ぐには予防注射が第一で、この注射を受けておくと、かかることが少なく、もしかかつたとしても軽くすみます。

予防注射は予防接種法という法律で次の三期に分けて行

第一期 生後六ヶ月―十二ヶ月
第二期 小学校入学前六ヶ月以内
第三期 小学校卒業前六ヶ月以内
予防注射の有効期間は一年から五年ですが、毎年注射を受ければ最も安全です。

第一に婚姻届

新生活運動が住民の盛上りによつて實施の段階に入つてゐますが、實質的な結婚式が實施されることと思ひます。特に結婚は婚姻届が戸籍係に受理されてはじめて法律上結婚したものとして認められます。また法的な夫婦間の權利や義務が保障されます。結婚をしたら、すぐに婚姻届をするようにいたしなう。届出は役場に用紙が備へてありまして、それに記入して署名押印して提出すればよいことになつてゐます。

複一	合一
1 備考 文字及び数字は客器又は包装の上半部に縦八センチメートル以上の大ききで明瞭に表示すること。	1 備考 文字及び数字は客器又は包装の上半部に縦八センチメートル以上の大ききで明瞭に表示すること。
2 数字は左から窒素、リン、カリの順にダッシュでつないで記載すること。	2 数字は左から窒素、リン、カリの順にダッシュでつないで記載すること。
3 窒素、リン、カリ及び加里の含有量を百分率で表示する場合は、その百分率の数字の後に「%」を記すこと。	3 窒素、リン、カリ及び加里の含有量を百分率で表示する場合は、その百分率の数字の後に「%」を記すこと。